債権者集会招集

書面による計算報告

特別清算終結

令和７年（ヒ）第７号

北海道帯広市西４条南１丁目18番地１
清算株式会社　見浦電材株式会社
代表清算人　岩田　圭只
１　決定年月日　令和７年12月19日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
釧路地方裁判所帯広支部

令和７年（ヒ）第２０２９号

東京都新宿区西新宿３丁目３番13号西新宿水間ビル２Ｆ
清算株式会社　株式会社リージョナルライト
１　決定年月日　令和７年12月19日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第１０２号

鹿児島市中央町18番地１
清算株式会社　株式会社南国リゾート
代表清算人　福寿　　健
１　決定年月日　令和７年12月18日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算会社は、各協定債権者に対し、本協定の認可決定確定後速やかに、清算会社資産の換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権元本額に応じて按分して弁済する。
２　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、その協定債権額から弁済額を控除した残額につき、清算会社に対し、その債務を免除する。
３　第１項の弁済の後、清算会社に新たな財産が発見されたときは、清算会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権元本額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。ただし、振込手数料は清算会社の負担とする。
４　公租公課、特別清算手続に必要な費用等は、随時これを支払う。
鹿児島地方裁判所民事第３部

再生計画認可

小規模個人再生による再生手続開始